

# 平成21年度「運転免許技能試験官専科」教養に係る実技研修の委託実施可否の確認について

警察庁交通局運転免許課

警察庁では、平成21年度に行うみだしの専科教養を計画しております。当該専科教養においては、大型自動車、普通自動車及び大型自動二輪車を使用した実技研修を研修機関に委託して行っておりますが、このたび、平成21年度に行う専科教養の研修機関を選定するにあたり、実技研修の実施が可能な研修機関の有無について確認することとし、当該実技研修の実施が可能であり、受託の意向を有する研修機関があればその旨を通知していただくこととしましたので、ご案内します。

## 1 専科教養の概要

運転免許試験場や運転免許センター等において運転免許技能試験業務に現在従事している運転免許技能試験官に対して、運転免許技能試験に関する高度な知識や技能、大型自動車、普通自動車及び大型自動二輪車に関する高度な運転技能、また、新規試験官に対する指導技法等を修得させることを目的とします。

研修は、平成21年11月30日(月)から12月4日(金)までの5日間実施し、研修生は約51人です。

## 2 研修実施に必要な条件

### (1) 技能試験実務に直結した研修が実施できること

本研修の内容、カリキュラム等については、運転免許技能試験の実態等を勘案し、高度な技能及び知識を必要とする者を対象としたものが求められます。

本研修を効果的、効率的に進めるためには、安全運転に係る知識及び技能はもとより運転免許技能試験に精通し、これらの運用に優れた経験及び実績を有する指導員が適正人数(6人以上)配置されていることが求められます。

### (2) 技能試験コース及び公道走行と同様の状態での実際的な研修ができること

運転免許技能試験と同様の状態での実際的な研修を行うために、下記の施設と器材を保有していることが必要となります。

ア 運転免許技能試験に関する採点技能、観察評価能力及び運転技能を修得するための実習を行うことができる大型免許試験、普通免許試験及び大型二輪免許試験に対応した場内試験コース及び模擬市街路コース。

イ 大型自動車、普通自動車及び大型自動二輪車に関する運転知識及び車両特性を修得するため、限界走行、緊急ブレーキ、緊急回避、低ミュー路走行及び高速走行(概ね120km/h)の体験ができるコース。

ウ 本研修を効率的に進めるため、補助ブレーキ、補助ミラー等を装着した標準試験車両相当の大型貨物自動車を6台以上、大型旅客自動車を6台以上、普通乗用自動車を10台以上及び排気量1000cc以上の大型自動二輪車

を30台以上。

エ その他、運転技能及び知識に関する理論研修を行うための教室等の施設と教育機材。

(3) 宿泊施設等を備えていること

研修生は全国の都道府県警の運転免許技能試験官を対象に、4日間の日程で研修を行います。前記研修を効果的に実施するため、研修施設には研修生50名全員が宿泊できる施設（入浴施設、食堂等）を備えている必要があります。

3 通知の方法

これらの条件の下での研修の受託実施が可能であり、その意向を有する方（研修機関の代表者、若しくは担当者に限ります）は、施設概要等参考となる資料を添えて、平成21年3月19日（木）までに郵送若しくはメールにてご提出下さい。なお、電話による問い合わせ先は下記のとおりですが、研修機関と関係のない個人からの問い合わせや意見等については受け付けておりませんので、あらかじめご了承をお願いします。

**【意見の提出先】**

- 1 郵送の場合      〒100-8974  
                         東京都千代田区霞ヶ関2-1-2  
                         警察庁交通局運転免許課試験係
- 2 インターネットの場合      [menkyosenka@npa.go.jp](mailto:menkyosenka@npa.go.jp)

**【問い合わせ先】**

電話：03-3581-0141（内線5332）